

加古川市妊婦支援給付金支給事務取扱要綱

令和 7 年 4 月 1 日

こども部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づく妊婦支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、法及び子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(妊婦給付認定の取消し)

第 2 条 市長は、法第 10 条の 10 の規定により、妊婦給付認定を受けた者（以下「妊婦給付認定者」という。）が市外に転出したときは妊婦給付認定を取り消す。

2 前項の処分について、法第 10 条の 9 第 1 項の規定による妊婦給付認定をしたことの通知（以下「妊婦給付認定通知書」という。）に記載することとし、処分をする際の通知は省略する。

3 第 1 項の処分について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条による不服申立てをすることができる期間の教示は、前項の妊婦給付認定通知書にて教示することとし、不服申し立てをすることができる期間の開始日は、転出した日の翌日とする。

(申請者の本人確認)

第 3 条 市長は、給付金の支給に当たっては、妊婦給付認定者に公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させることで本人確認を行うものとする。

(死産又は流産の確認)

第 4 条 市長は、死産又は流産により出産予定日の 8 週間前の日以前に法第 10 条の 13 第 1 項の届出を受けたときは、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 16 条第 1 項により交付された母子健康手帳又は死産の届出に関する規程（昭和 21 年厚生省令第 42 号）第 4 条第 1 項による死産の届出の写しにより、死産又は流産となったことを確認する。

2 市長は、死産又は流産をした後に法第 10 の 9 第 1 項の申請を受けたときは、次の各号に定める事項が記載された医師の診断書により、死産又は流産となったことを確認する。

- (1) 申請者の住所、氏名、生年月日
- (2) 胎児の心拍が確認された日
- (3) 心拍が認められた胎児の数
- (4) 死産又は流産となった日

(5) その他市長が必要と認める事項

(胎児の数の確認)

第5条 市長は、母子健康手帳の交付等で把握している胎児の数と、法第10条の13第1項の届出による胎児の数が異なる場合等、必要があるときは医師等が作成した書類により、胎児の数を確認する。

(経過措置)

第6条 妊婦給付認定者が当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として本市又は他の市町村から、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。）に規定する出産応援ギフトの支給を受けた場合には、妊婦給付認定者が支給を受けることができる給付金の額は、法第10条の12第2項に規定する額から支給を受けた出産応援ギフトの額を控除した額とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。